

鳥取縣公報

第四百四十八號

火曜 日

昭和八年八月廿二日

告 示

◇鳥取縣告示第三百四十五號

因伯種登錄規程左ノ通之ヲ定ム

昭和八年八月二十二日

鳥取縣知事 館 哲 二

因 伯 種 登 錄 規 程

第一條 本縣内ニ生産スル役肉用種牛ノ体型資質ヲ整備統一シ其ノ向上ヲ圖ル爲本規程ニ依リ
登錄ヲ行フ

第二條 登錄ヲ分チテ豫備登錄及本登錄ノ二種トシ血統及体格ヲ同時ニ登錄ス
本登錄ヲ爲シタル牛ヲ因伯種ト稱ス

00273

第三條 前條ノ登録ヲ行フ爲郡市畜産組合ヲシテ登録補助簿及登録補助簿附屬簿ヲ備ヘシメ

一 登録補助簿

左ノ牛ヲ登録ス
蕃殖年齢ニ達シタル牛ニ付キ審査ノ上改良ノ基礎又ハ資料トシテ適當ナリト認メタルモノ
ヲ登載シ之ヲ登録補助牛ト稱ス

二 登録補助簿附屬簿

登録補助牛ノ生産シタル牝ヲ登載ス

第四條 登録セントスル牛ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

豫備登録

一 血統

- (一) 登録補助牛ノ間ニ生産シタルモノ
- (二) 豫備登録牛ト登録補助牛トノ間ニ生産シタルモノ
- (三) 本登録牛ト登録補助牛トノ間ニ生産シタルモノ
- (四) 豫備登録牛ノ間ニ生産シタルモノ

00280

二 年齢及標點

(五) 本登録牛ト豫備登録牛トノ間ニ生産シタルモノ
(六) 本登録牛ノ間ニ生産シタルモノ
生後十八ヶ月以上ニシテ因伯種体格審査標準ニ依リ牝牛ハ七十五點牡牛ハ八十點以上ノモ

本登録

一 血統

- (一) 豫備登録牛ノ間ニ生産シタルモノ
- (二) 本登録牛ト豫備登録牛トノ間ニ生産シタルモノ
- (三) 本登録牛ノ間ニ生産シタルモノ

二 年齢及標點

牝牛ハ初産分娩後牝牛ハ生後二十四ヶ月以上ニシテ因伯種体格審査標準ニ依リ牝牛ハ八十點牡牛ハ八十五點以上ノモノ

第五條 登録ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ請求書ヲ知事ニ提出スベシ登録スベキ牛ハ既ニ

00281

登録セラレタル牛ト同一ノ名號ヲ附スルコトヲ得ズ

第六條 前條ノ請求アリタルトキハ審査員ヲシテ實地審査ヲ行ハシメ合格シタルモノニハ其ノ
右角ニ左記雛形ノ烙印ヲ押捺シ登録簿ニ登録ス

豫備登録牛



經二 糶

本登録牛



經二 糶

第七條 登録シタル牛ニ對シテハ第二號様式ノ登録證明書ヲ所有者ニ交付ス

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ハ即時登録料ヲ納付スベシ

第八條 登録シタル牛牘ヲ生産シタルトキハ第三號様式ニ依リ十日以内ニ届出ベシ

前項届出ノ牘ハ登録簿附屬牘簿ニ登載シ検査ノ上其ノ血統證明書ヲ交付ス

牘ノ所有權ニ移動ヲ生ジ又ハ斃死シタルトキハ其ノ旨直ニ届出ベシ

第九條 登録シタル牛ノ所有權ニ移動ヲ生ジタルトキハ新所有者ヨリ第四號様式ニ依リ登録證

00282

明書ヲ添へ移動證明ヲ請求スベシ

第十條 登録牛ヲ縣外ニ移出セントスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條 登録料及移動證明手数料ハ左ノ如ク之ヲ定ム

移動證明手数料ハ請求ノ際之ヲ納付スベシ

一 豫備登録料 一頭ニ付金壹圓

一 本登録料 一頭ニ付金貳圓

一 移動證明手数料 一件ニ付金五拾錢

第十二條 登録證明書ヲ汚損又ハ滅失シ其ノ書換又ハ再交付ヲ請求スル者アルトキハ調査ノ上再
字ヲ記入シタル證明書ヲ交付ス但シ其ノ場合ニ在リテハ原證明書ハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ書換及再交付ハ一件金五拾錢トス

第十三條 登録牛斃死又ハ之ヲ屠殺シ若ハ殺處分シタル場合ハ登録證明書ヲ添附シ十日以内ニ其
ノ旨届出ベシ

第十四條 登録牛ヲ公示スル爲隨時登録名簿ヲ發行ス

第十五條 登録ニ關シ虚偽又ハ不正ノ行爲アリタルトキ若ハ本規程ニ違背シタルトキハ其ノ登録

ハ之ヲ取消シ登録證明書ノ返納ヲ命ズルモノトス但シ既納ノ登録料金ハ之ヲ返付セズ
第十六條 本規程ニ依リ提出スベキ書類ハ所屬畜産組合ヲ經由スベシ

附 則

第十七條 本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 鳥取縣畜産組合聯合會因伯種登録規程ニ依ル登録補助牛、豫備登録牛及本登録牛ハ本規程ニ依リ登載又ハ登録セラレタルモノト看做ス

第十九條 當分ノ内第十一條及第十二條ノ料金ハ之ヲ免除ス

第一號 様式

豫備(本)登録請求書

一 種 類

一 性及名號

一 生 年 月 日

一 毛 色 及 特 徵

一 產 地

市 郡 村 町 大字 番地

一 生産者氏名 何 某

一 所有者住所氏名 市 郡 村 町 大字 番地 何 某

一 血 統

父	補(豫、本)種第 號	祖父	補(豫、本)種第 號
母	補(豫、本)種第 號	祖母	補(豫、本)種第 號

右豫備(本)登録相受度此段及請求候也

年 月 日

市 郡 村 町

鳥取縣知事 殿 所有者 氏 名 (印)

00285

第二號 様式

(豫備登録用紙青色)

豫(本)第 號

豫備(本)登録證明書 (社)牛一號

生 年 月 日

毛色及特徴

産 地

生 産 者

所 有 者

右本縣登録規程ニ依リ登録ス

仍ラ之ヲ證ス

鳥 取 縣

16 厘

24 厘

00286

裏

移 動

年 月 日 所有者住所氏名 證明

血統

父(豫)本(第)種 補(豫)本(第)種

祖(父)本(第)種 補(父)本(第)種

母(豫)本(第)種 補(母)本(第)種

祖(母)本(第)種 補(母)本(第)種

第三號 様式

畜 生 産 届

一 種 類

一 性 及 名 號

一 生 年 月 日

一 毛 色 及 特 徴

一 産 地

一 生 産 者 氏 名

一 所 有 者 住 所 氏 名

市 郡 町 村 大 字 番 地

何 某

何 某

鳥 取 縣 知 事 殿

第 四 號 様 式

移 動 證 明 請 求 書

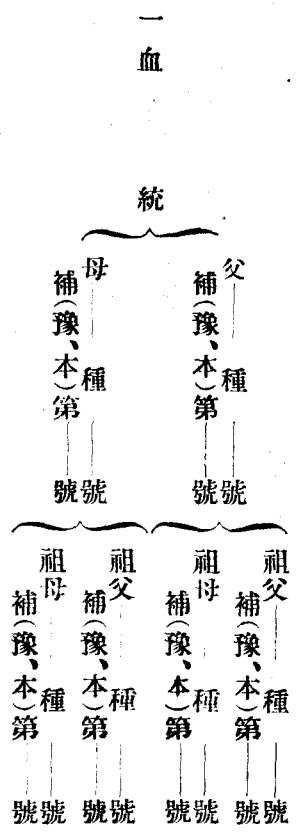
右 生 産 候 條 御 檢 査 ノ 上 血 統 證 明 書 御 下 付 相 成 度 此 段 及 御 届 候 也

年 月 日

市 郡 町 村

所 有 者 氏 名

名 印



00289

牝(牡)牛 號 豫(本)第 號
 右ハ 年 月 日 市郡 町大字 番地
 何某ヨリ買受(讓受、下付相受)候ニ付移動證明相成度登録證明書
 相添へ此段及請求候也

年 月 日

市郡 町大字 番地

所有者 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

◆鳥取縣告示第三百四十六號

米穀生産費調査委員左記ノ通囑託アリタリ

昭和八年八月二十二日

鳥取縣知事 館 哲 二

00290

氏名	擔當調査區域	職務ヲ執ルベキ場所	囑託年月日
林田守親	岩美郡 宇倍野村	宇倍野村 役場	昭和八年八月十九日
田中萬藏	岩美郡 本庄村	本庄村 役場	同
佐藤長男	八頭郡 國英村	鳥取縣穀物検査所國英派出所	同
小林誠一	氣高郡 大和村	鳥取縣穀物検査所大和派出所	同
恩田一男	氣高郡 青谷町	青谷町 役場	同
宇田川長利	東伯郡 西郷村	鳥取縣穀物検査所西郷派出所	同
前田芳三	東伯郡 大誠村	大誠村 役場	同
山根影	西伯郡 高麗村	高麗村 役場	同

市川 政太郎	西伯郡 手間村	手間村 役場	同
山田 重太郎	日野郡 根雨町	鳥取縣穀物検査所根雨派出所	同

昭和八年八月廿二日印刷
昭和八年八月廿二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所